

報道発表資料の配付日時 11月2日(日) 13時00分

| | | | |
|-----------------|--|------|--|
| 発表項目 | 白老町における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る農場の防疫措置の完了について | | |
| 記者レクチャーのお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>白老町における高病原性鳥インフルエンザ発生について、農場における防疫措置が完了しましたので、お知らせします。</p> <p>農場防疫措置 11月2日(日) 12時30分 完了</p> <p>※防疫措置：家きんの殺処分及び埋却、汚染物品の埋却、鶏舎等の清掃・消毒</p> <p>【今後の予定】</p> <p>1 発生農場の防疫 11月9日(概ね1週間経過後) 2回目の消毒 11月16日(概ね2週間経過後) 3回目の消毒</p> <p>2 制限区域の防疫 ・11月14日(10日経過後) 移動制限区域(3km以内)内の農場の清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査(3~10km)を実施。陰性を確認後、農林水産省と協議の上、搬出制限区域(3~10km)を解除。(ただし監視は継続) ・11月24日(21日経過後) 区域内で新たな発生がなければ、農林水産省と協議の上、移動制限区域(3km以内)を解除するとともに、移動制限を含めた防疫措置を全て完了。(ただし監視は継続)</p> <p>〔 <参考>12月2日 発生農場の防疫措置完了後28日を経過した後に行う監視強化区域解除検査での陰性を確認した上で、国との協議の上、監視を終了。 〕</p> <p>3 消毒ポイント等の車両消毒は、移動制限中、引き続き実施します。</p> | | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | <p>○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないとされています。</p> <p>○ <u>現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれや作業の支障に繋がる場合があるとともに、ドローンやヘリコプターによる撮影は農場のプライバシーの侵害に繋がる可能性がありますので、厳に慎むようにお願いします。</u></p> | | |
| 他のクラブとの関係 | <p>同時配付 : 胆振総合振興局 同時レク :</p> | | |
| 担当(連絡先) | <p>北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部 (担当者: 中村) TEL: 011-231-4111 (内線 38-106) ダイアルイン: 011-206-7384</p> | | |